

## 投資誘致と投資環境改善は進むのか (特集 インドネシア・ユドヨノ政権の1年 -- 第1部 「成長」へ向けた政策と課題)

|     |  |
|-----|--|
| 著者  | 桑原 繁   |
| 権利  | Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a> |
| 雑誌名 | アジ研ワールド・トレンド   |
| 巻   | 123  |
| ページ | 10-12  |
| 発行年 | 2005-12  |
| 出版者 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所   |
| URL | <a href="http://hdl.handle.net/2344/00005570">http://hdl.handle.net/2344/00005570</a>  |

# 特集

特集／インドネシア・ユドヨノ政権の1年

## 投資誘致と投資環境改善は進むのか

桑原 繁

### ●はじめに

インドネシア経済は、通貨・経済危機以降、国際通貨基金（IMF）などの支援のもと回復を続けてきたが、回復のテンポは近隣諸国との比較では緩やかなものに留まっていた。二〇〇四年一〇月に初の国民による直接選挙で選出されたユドヨノ大統領は、これまでの政治・社会とマクロ経済面での「安定化路線」から、具体的なビジネス環境改善策による「成長加速路線」へ移行させていくとの期待感を一身に集めた。

しかし、国際機関やジェットロ、国際協力銀行（JBIC）などによる調査結果では、投資先として、インドネシアの魅力が依然低いことは否めない。また、ASEANで最大の国土面積を有し、中国、インドという新興市場二大国およびアメリカに次ぐ世界第四位の人口を有するが、世界経済での存在感も低下傾向にある。

二〇〇五年一〇月、予想外の原油価格高騰による石油燃料補助金支出の急増を受け、ユドヨノ政権は、国民の反発の中、家庭用灯油も含む国内石油燃料価格の大幅引き上

げを断行した。同時に観光地として名高いバリ島で爆弾テロ事件が再発し、外国人観光客にも死傷者が出るなど、二〇〇二年一〇月の前回テロ時を彷彿とさせる惨事となり、社会不安も懸念された。

だが、国内では大規模な混乱・騒動はみられていない。これは、政治的リスクも高く、痛みを伴う燃料価格引き上げを不可避として断行し、治安維持・回復面でも機動性を増してきたユドヨノ政権への国民からの支持が依然維持されていることが示されている。二〇〇四年末のスマトラ沖大地震・津波など自然災害への対処に追われてきたユドヨノ政権は、今回の燃料価格値上げや爆弾テロ事件といった再三の試練を今後乗り越えられれば、高成長軌道への復帰のきっかけをつかめるとの期待も表れてこよう。本稿では、まずユドヨノ政権下過去一年間の投資環境改善策を再検討し、その政策効果と残された課題を明らかにしていきたい。

### ●明確な政策目標とメッセージ

一九九二年、湾岸戦争「勝利」の余韻を

買って再選を狙ったアメリカのブッシュ元大統領は、アーカンソー州議員のクリントン氏に敗北したが、ブッシュ氏は敗因について「国民へのメッセージとアピールが欠けていた」と語ったという。

その図式をなぞるように、メガワティ前大統領とユドヨノ候補の大統領選挙決戦投票前には、メッセージ性とその具体的な政策目標の差が如実に表れた。二〇〇四年八月、インドネシア商工会議所（KADIN）主催で、再選を期す現職と正副大統領候補とを招いて実業界との対話集会が開催されたが、ユドヨノ候補（現大統領）は任期中（二〇〇四～二〇〇九年）の政権目標を具体的な数値を用いて示した。そしてその数値に基づき、長期はもとより政権発足一〇〇日間という短期間にすべき具体的な政策も明示するとした。

堅実だが変革を求めた国民の支持を得て、選出されたユドヨノ大統領は、ロジスティックを重視する退役国軍参謀らしく、長期的目標を、その実行に必要な具体的政策と、より目標達成期間を短縮化することへとブレクダウンしていった。

表1 中期的（今後3年程度）有望事業展開先国・地域（トップ10位）

| Top10 | 2000   | 2001   | 2002   | 2003   | 2004   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1     | 中国     | 中国     | 中国     | 中国     | 中国     |
| 2     | 米国     | 米国     | タイ     | タイ     | タイ     |
| 3     | タイ     | タイ     | 米国     | 米国     | インド    |
| 4     | インドネシア | インドネシア | インドネシア | ベトナム   | ベトナム   |
| 5     | マレーシア  | インド    | ベトナム   | インド    | 米国     |
| 6     | 台湾     | ベトナム   | インド    | インドネシア | ロシア    |
| 7     | インド    | 台湾     | 韓国     | 韓国     | インドネシア |
| 8     | ベトナム   | 韓国     | 台湾     | 台湾     | 韓国     |
| 9     | 韓国     | マレーシア  | マレーシア  | マレーシア  | 台湾     |
| 10    | フィリピン  | シンガポール | ブラジル   | ロシア    | マレーシア  |

（出所）国際協力銀行（JBIC）『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告』2004年度版。

政権発足後一〇〇日間に取り組むとした  
いわれる「一〇〇日アジェンダ」の履行に  
ついて、政府は二〇〇五年二月に実績報告  
書を公にした。それによると、経済に関す  
る六八の措置のうち、企業活動を阻害する  
三三七の地方政令（地方税など）の撤廃指  
令、産業競争力強化のための関税率改定、  
インフラ開発促進に向けた官民協力制度の  
整備など五七の改善措置を講じた。さらに  
投資優遇減税、配当課税率の引き下げに  
関する法案作成など投資家から要望があっ  
た課題にも着実に取り組んだ、とした。た  
だし、具体的な投資環境に関連する政策は  
実はそれほど多くはない。

投資優遇政策として出された政策パッケ  
ージは二つある。まず、二〇〇五年七月二  
二日に「七月政策パッケージ」が発表され  
た。そこではバタム、ビンタン、カリムン  
各島における保税工業団地を対象地域とし  
て、当該税関事務所長に権限を移管すると  
同時に、各種許可の明確化とその簡素化  
付加価値税、奢侈品販売税など税制面での  
優遇措置が講じられた。過去二〇年以上、  
自由貿易区か課税区域かを巡り、不透明さ  
が指摘されていたバタム島保税区のステー  
タスが明確になった意味は大きく、内外投  
資家が期待していた施策として「七月政策  
パッケージ」は評価に値する。

もう一つの優遇政策は、燃料価格引き上  
げへの補償策として位置づけられた、二〇  
〇五年一〇月一日付け発表の「インセンテ

イブ・パッケージ」である。同パッケージ  
では、重機産業向けの原材料・部品の関税  
免除（一月実施）、製造業者の輸入通関  
で、検査を課さない優先レーンの増加、コ  
ンテナ荷役料（CHC）を大幅に削減して  
いくこと（以上は一〇月実施）、などが盛  
り込まれた。しかし、企業活動を妨げる地  
方政令の早急な撤回など、多くはこれまで  
実施してきた諸政策の明確化と延長措置で  
あり、なかには三カ月間の有効期限を設け  
られているものもある。「七月政策パッケ  
ージ」に比べると新味はないが、今後の着  
実な履行が望まれる。

他方、実業界から改善要望が多い労務問  
題では、労働力移住相は二〇〇五年八月二  
六日付け同相決定第一七号にて、月額法定  
最低賃金を決定する目安となってきた従来  
の最低生計必要費（KHM）に代わり、適  
正生活水準（KHL）を導入した。この結  
果、最低賃金算出ではKHL導入前より、  
高めの設定が可能となり、柔軟で雇用創出  
効果を伴う労働行政に必ずしもそぐわない  
ような施策もみられた。実際、二〇〇六年  
のジャカルタ首都圏法定最低賃金は、四年  
振りに、前年比二桁の伸びとなった。

結局のところ、投資優遇政策自体はまだ  
不十分であるが、ユドヨノ政権下において、  
具体的な政策目標と中短期的計画の明示に  
より、投資誘致の基本となる「近未来の予  
見可能性」は好転したと評価できよう。

二〇〇五年第2四半期（四～六月）の実  
質経済（GDP）成長率は前年同期比五・  
五%増と堅調な成長を示した。また総固定  
資本形成は一三・二%増と大幅に伸びた。  
ここでは、総固定資本形成の八割弱を占め  
る建設投資額が大きい。機械設備や輸送  
機器など企業固定投資額も二〇〇四年後半  
から順調に伸びている。

なお、投資調整庁（BKPM）統計で直  
接投資（認可額ベース）をみると、外国企  
業による投資は二〇〇五年一～八月期には  
前年同期比七三・五%増の七二億八四〇〇  
万ドルに達した。しかし二五〇億ドル以上  
の水準だった通貨・経済危機以前と比べれ  
ば、好転の兆しがあるとはいえず、依然低水  
準に留まっている。また、これら投資の業  
種先の大半は、リスクの高さのため投資実  
現性が低いとされている石油化学関連や、  
製造業ほど雇用創出効果がないサービス業  
に集中している。また、前年同期比で半減  
した日本からの投資は、日系家電メーカー  
による生産品目拡大のための設備増強投資  
そしてホンダ、ヤマハなど日系一輪車メー  
カーによる積極的な生産拡張など、専ら国  
内市場向けを主体とした投資となっている。  
こうしてみると、ユドヨノ政権下ではた  
しかに投資に回復がみられるが、それは、

●投資は復活基調だが、内需向け  
や石油化学、サービス業へ集  
中

二〇〇五年第2四半期（四～六月）の実  
質経済（GDP）成長率は前年同期比五・  
五%増と堅調な成長を示した。また総固定  
資本形成は一三・二%増と大幅に伸びた。  
ここでは、総固定資本形成の八割弱を占め  
る建設投資額が大きい。機械設備や輸送  
機器など企業固定投資額も二〇〇四年後半  
から順調に伸びている。

なお、投資調整庁（BKPM）統計で直  
接投資（認可額ベース）をみると、外国企  
業による投資は二〇〇五年一～八月期には  
前年同期比七三・五%増の七二億八四〇〇  
万ドルに達した。しかし二五〇億ドル以上  
の水準だった通貨・経済危機以前と比べれ  
ば、好転の兆しがあるとはいえず、依然低水  
準に留まっている。また、これら投資の業  
種先の大半は、リスクの高さのため投資実  
現性が低いとされている石油化学関連や、  
製造業ほど雇用創出効果がないサービス業  
に集中している。また、前年同期比で半減  
した日本からの投資は、日系家電メーカー  
による生産品目拡大のための設備増強投資  
そしてホンダ、ヤマハなど日系一輪車メー  
カーによる積極的な生産拡張など、専ら国  
内市場向けを主体とした投資となっている。  
こうしてみると、ユドヨノ政権下ではた  
しかに投資に回復がみられるが、それは、

表2 在ASEAN日系製造企業の抱える問題点

| ASEAN全体          |      | シンガポール           |      | マレーシア           |      | タイ                 |      | フィリピン            |      | ベトナム                 |      | インドネシア               |      |
|------------------|------|------------------|------|-----------------|------|--------------------|------|------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|
| 従業員の賃金上昇         | 61.3 | 主要取引先からの値下げ要請    | 64.3 | 主要取引先からの値下げ要請   | 65.3 | 主要取引先からの値下げ要請      | 68.5 | 不安定な政治・社会情勢      | 72.7 | 通関など諸手続きの煩雑さ         | 70.7 | 従業員の賃金上昇             | 76.0 |
| 主要取引先からの値下げ要請    | 59.9 | 従業員の賃金上昇         | 63.8 | 従業員の賃金上昇        | 58.2 | 従業員の賃金上昇           | 54.7 | インフラの整備状況が不十分    | 70.9 | 原材料・部品の現地調達難         | 68.6 | 税務手続きの煩雑さ            | 72.9 |
| 通関など諸手続きの煩雑さ     | 47.6 | 現地通貨の対ドル為替レートの変動 | 63.1 | 有能技術者の確保が困難     | 56.1 | 有能技術者の確保が困難        | 52.7 | 進出国政府の不透明な政策運営   | 60.0 | インフラの整備状況が不十分        | 59.3 | 現地通貨の対ドル為替レートの変動     | 62.6 |
| 有能技術者の確保が困難      | 45.5 | 限界に近づきつつあるコスト削減  | 60.9 | 品質管理の難しさ        | 48.0 | 通関など諸手続きの煩雑さ       | 52.3 | 物流インフラの整備状況が不十分  | 54.8 | 行政手続きの煩雑さ            | 55.8 | 通関など諸手続きの煩雑さ         | 56.0 |
| 品質管理の難しさ         | 44.7 | 現地通貨の対円為替レートの変動  | 44.6 | 円の為替レートの変動      | 44.7 | 鋼材不足、原油高など原材料調達の問題 | 49.5 | 主要取引先からの値下げ要請    | 53.2 | 経済法制度の不整備・恣意的な法制度の運用 | 55.8 | 進出国政府の不透明な政策運営       | 52.8 |
| 原材料・部品の現地調達難     | 43.5 |                  |      | 人材（技術者）の採用難     | 43.4 | 人材（技術者）の採用難        | 48.6 | 従業員の賃金上昇         | 53.1 | 人材（中間管理職）の採用難        | 54.1 | 主要取引先からの値下げ要請        | 52.2 |
| 税務手続きの煩雑さ        | 43.2 |                  |      | 労働者の定着率         | 42.9 | 現地通貨の対円為替レートの変動    | 46.9 | 原材料・部品の現地調達難     | 52.7 | 主要取引先からの値下げ要請        | 53.0 | インフラの整備状況が不十分        | 51.8 |
| 現地通貨の対ドル為替レートの変動 | 42.6 |                  |      | 限界に近づきつつあるコスト削減 | 41.3 | 品質管理の難しさ           | 46.2 | 現地通貨の対ドル為替レートの変動 | 52.0 | 従業員の賃金上昇             | 52.9 | 通達・規則内容の周知徹底が不十分     | 49.3 |
| 行政手続きの煩雑さ        | 41.9 |                  |      | 行政手続きの煩雑さ       | 40.8 | 税務手続きの煩雑さ          | 45.5 | 品質管理の難しさ         | 42.7 | 進出国政府の不透明な政策運営       | 52.3 | 経済法制度の不整備・恣意的な法制度の運用 | 49.1 |
|                  |      |                  |      |                 |      |                    |      | 行政手続きの煩雑さ        | 42.2 | 有能技術者の確保が困難          | 42.7 | 管理職・現場責任者の現地化        | 48.2 |
|                  |      |                  |      |                 |      |                    |      | 人材（中間管理職）の採用難    | 40.9 | 解雇・人員削減に対する規制        | 41.6 | 物流インフラの整備状況が不十分      | 45.1 |
|                  |      |                  |      |                 |      |                    |      | 原材料・部品の現地調達難     | 40.1 | 管理職・現場責任者の現地化        | 41.6 | 人材（技術者）の採用難          | 44.7 |
|                  |      |                  |      |                 |      |                    |      | 現地通貨の対ドル為替レートの変動 | 40.1 | 通関に時間を要する            | 41.3 | 日本人出向従業員のコスト         | 44.7 |
|                  |      |                  |      |                 |      |                    |      |                  |      | 通達・規則内容の周知徹底が不十分     | 40.4 | 品質管理の難しさ             | 44.2 |
|                  |      |                  |      |                 |      |                    |      |                  |      |                      |      | 不安定な政治・社会情勢          | 44.0 |
|                  |      |                  |      |                 |      |                    |      |                  |      |                      |      | 通関に時間を要する            | 41.9 |
|                  |      |                  |      |                 |      |                    |      |                  |      |                      |      | 有能技術者の確保が困難          | 40.7 |
|                  |      |                  |      |                 |      |                    |      |                  |      |                      |      | 鋼材不足、原油高など原材料調達の問題   | 40.1 |
|                  |      |                  |      |                 |      |                    |      |                  |      |                      |      | 物流インフラの整備状況が不十分      | 40.1 |

(出所) 在アジア日系製造業の経営実態—ASEAN・インド—2004年度  
 (注) 回答企業のうち40%以上が問題が有ると指摘した項目。

●投資阻害要因の改善と労働力の質の向上が必要

投資は回復基調にあるとはいえ、インドネシアへの直接投資に盛り上がりが見られる背景には、投資家の関心度が低下している。たとえば、JBIICが毎年実施している海外直接投資アンケート調査結果でも、日本の製造業によるインドネシアへの評価が低下していることがわかる(表1)。とくに今後の

政権の安定性と、政策の予見性の高まりに対する評価から、従来の投資案件の実行に弾みがついたにすぎず、輸

出向けを含む製造業投資の本格回復は、まだ時間がかかるものと考えられる。

有望事業の展開先国・地域の順位では、タイ、インド、ベトナム、ロシアの後塵を拝する結果となった。投資家のインドネシアへの評価が低下したのは、新興市場国の急速な台頭も影響していると考えられる。またジェトロがASEAN・インドの進出日系製造業企業を対象に二〇〇五年二月に実施した経営実態調査結果によると、事業展開上の問題点が広範囲にわたることが自明である(表2)。しかし、昨年度までトップであった「不安定な政治・社会情勢」を問題とする企業の比率は低下している。ここから、投資実施上の前提条件である政治・社会面のカントリーリスクは軽減したが、労働、税務、通関、インフラの未整備など投資阻害要因として指摘されてきた問題点が依然改善されていないことが分かる。

こうした調査結果から、今後インドネシアが取り組むべき課題は、①制度面の障害除去、②生産拠点としての投資メリットを拡大させること、③販売市場としての利点を最大限生かすこと、の三点に集約されると考えられる。つまり①では、二〇〇五年七月政策パッケージのように主に税務上の手続・認可の簡素化が一例として挙げられる。また②では、低廉な労働コストを背景とした生産コストの優位性が、最低賃金上昇などで低減してきているため、専門的な職業教育の普及による質の向上を図ることである。③では、今後の対インドネシア投

資の主体が、世界第四位の巨大な消費市場に食いついていくか、といった観点からなされることを踏まえ、市場調査やリース、倉庫など製造業に関わるサービス産業での外資出資規制のさらなる規制緩和が求められる。

●おわりに

ユドヨノ政権が投資環境改善に成功するかどうかは、政権発足後一年を経た二〇〇五年後半からいかに具体的な実績を挙げることが重要となる。早期制定が望まれる新投資法は、国会審議や法改正を必要とするため先延ばしされているが、二〇〇五年七月政策パッケージのように、少なくとも従来の制度面での不透明さをクリアにすることだけでも十分な政策効果はあると考えられる。

また、東アジアでの企業の生産活動は、中国とASEAN地域で必ずしも完全に二分分散しているわけでもなく、相互補完関係にあるわけでもないが、チャイナ・プラスク分散のため、企業は、チャイナ・プラス1として対ASEAN投資の重要性を再認識する動きも散見される。ただし、実際に中国リスク・ヘッジのための投資がインドネシアに向けられるかどうかは、結局のところ、総合的な投資環境の優位性に大きく左右されるという点を忘れるべきではない。(くわばら しげる/日本貿易振興機構 海外調査部アジア大洋州課)